

広報やまこし



民俗資料館

「消えゆく民具を残そう」ということではじめた民具がみなさんのご協力により約一、六〇〇点集 収できました。厚くお礼申し上げ ます。

お知り

恩給法 「傷病者遺族特別年金」の 支給につ

昭和二十九年四月一日以降に傷病年金受給者（第一款から第四款症）並びに特例傷病恩給者で特別項症から第一款症までの方が平病死をされ、その遺族の方が扶助料を受給していない場合に十万円の年金が支給されることになります。

- 電線の近くで作業するときは頭上の電線に注意
- テレビアンテナの取りつけは電線から十分はなれた場所へ
- 電柱や鉄塔にのぼるのはやめましょう
- クレーン車等での作業をする時は周囲に気を配つてください。

原診療所
週月・木曜日
2時から5時まで
尺診療所
週水曜日
2時から5時まで

- 稅務課資產稅係長 松崎六太郎
（總務課庶務係長）
- 住民課福祉係長 米岡 祐三
（產業建設課產業係長）
- 住民課保健衛生係長 小沢鴎治郎
（稅務課民稅係長）
- 產業建設課產業係長 金内 武治
（總務課企画係長）
- 產業建設課建設係長坂牧宇一郎
（產業建設課建設係）
- 農業委員會事務局長片桐勝四郎
- 農業委員會農地係
（上田 清作）
- 稅務課民稅係
（小川 藤雄）
- 住民課住民係
（東竹沢出張所）
（小林 梅野）
- 住民課住民係
（住民課福祉係）
（金内 誠司）

恩給・援護法

八月十五日午前九時～十四時
なお、今後も引続き（五、〇〇〇点目標）ご協力をねがいします。

北電力に相談してください。

○ 総務課企画係長 (総務課財政係長) 酒井 一郎

○ 総務課庶務係長 樺沢 昭司

（一）内は旧所属
村では七月一日付けで次のとおり役場の人事異動を行ないました。
(出張所廃止に伴う六月一日付けの異動を含む)

(住民課保健衛生係) 齊藤 隆
虫亀診療所 小川かおる
(虫亀出張所) (種芋原出張所)
役場のお盆休み
八月十六日(月)はお盆休みを
させていただきますが、急用の
方は当直の職員にお申し出く
さるようおねがいします。
また、診療所も休診となります。

役場人事異動

村では七月一日付けで次のとおり役場の人事異動を行ないました。
(出張所廃止に伴う六月一日付けの異動を含む)

（種子原出張所）
役場のお盆休み

役場のお盆休み

(出張所廢止に伴う六月一日付けの異動を含む)

() 内は旧所属

- 総務課企画係長 (総務課財政係長) 酒井 一郎
- 総務課庶務係長 樺沢 昭司
- 税務課資産税係長 (税務課財政係長) 関 幸雄

八月十六日（月）はお盆休みを
させていただきますが、急用の
方は当直の職員にお申し出く
さるようおねがいします。
また、診療所も休診となります。

976
8/1

発行 新潟県古志郡
山古志村役場
電話竹沢局
17 23 78

印 刷
大川印刷株式会社

第98号

広報 やまとし

お盆太鼓を うけつぐ 子どもたち



村の人口			— 7月1日現在 —
世帯数	968		
人口	4,011人	(男 2,015人)	
		(女 1,996人)	
		出生 6人 (男3・女3)	死亡 4人 (男2・女2)
7月中の住民移動	転入10人 (男8・女2)		転出 3人 (男2・女1)

主な記事

——自己負担

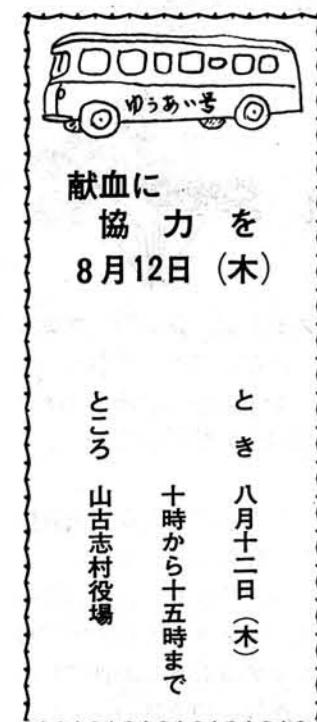
以上支払いをした場合、その超えた額を国保で負担するものです。法律の改正により、八月一日から、自己負担分が三万円から三万九千円に引き上げられました。

○：昨年度の所得が十九万円以下の世帯
被保険者一人につき
一、二六七円
三、八五三円

世帯当り 一、五一円
二、五六九円

(この減額は、税務課または住民課へ所得申告をしない世帯は対象となりません)

高額療養制度一部改正 「自己負担金」の引上げ



レントゲン車が
まわります

結核予防のため、ことし2回目のレントゲン間接撮影を次の日程で実施します。前回撮影されない方は必ず受けてください

X線間接撮影日程表

月 日	場 所	時 間
8月9日	竹沢小学校前	前10:00～前11:30
〃	仲間商店前	後 1:00～後 2:30
8月10日	中道屋商店前	前10:30～前11:30
〃	民俗資料館前	後 1:00～後 2:00
8月11日	虫龜小学校前	前10:00～前12:00
〃	山古志村役場前	後 1:30～後 2:30

○「ただいま」に
和合の食卓 あすの精
明るく答える

家庭はわたくしたちの生活の拠
点です。

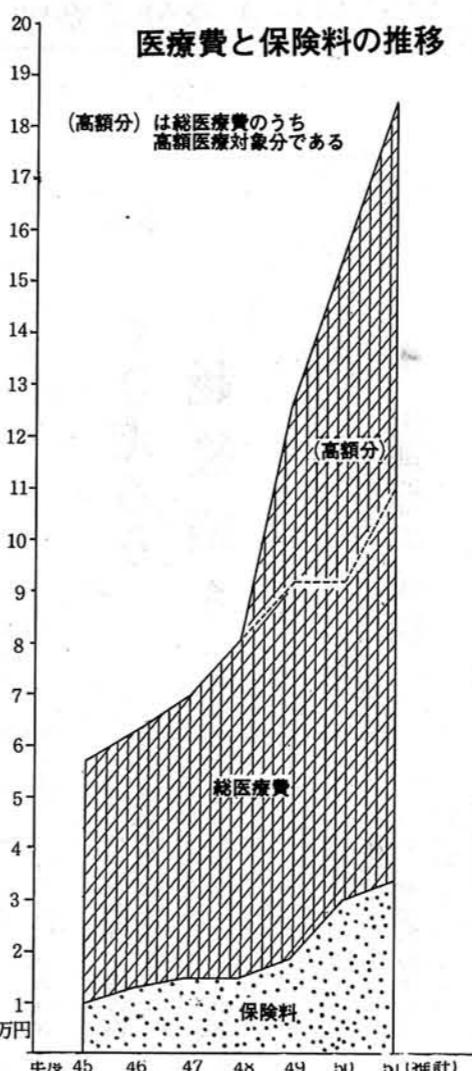
よい家庭

明るい家庭、円滑な家庭こそ人
間が健全な社会生活にとって欠く
ことのできないものではないでし
ょうか。

医療費は年ごとに増加し、とどまるところを知りませんが、保険料もまたそれにつれて年々上がっています。

そのうえこの四月に医療費単価の値上げがあつたばかりで、現在国保から医療機関に支払いする金額は月平均約九百万円にもおよぶようです。このほかみなさんが直接医療機関の窓口で支払われる一部負担金が、約四百万円くらいありますから一ヶ月に支払う医療費の総額は約一千三百万円ということがあります。

いま一人のひとが入院し、大き



保険料の算定方法

保険料は各世帯の所得、固定資産税、被保険者数等を基にしてきめられます。

○所得割：前年度の所得金額一千円につき五〇円（ただし譲渡所得にかかる特別控除額は適用されません）

○資産割：今年度の固定資産税一千円につき三七五円

○平均割：一世帯年額
額四、四九八円
七、六三八円

なお、世帯当たりの最高限度額は十二万円から十五万円に引き上げられました。また料率については納入通知書にそれぞれの計算式が載っております。わからないことがありましたら住民課へご照会ください。

ことしの医療費を、数年前からのいろいろな実績から総額約一億八千五百万円と推計し、その二十一パーセントを保険料として賦課することになりました。その結果（低所得者軽減後）三千三百六十二万八千円を保険料としてみなさんから負担していただくことになります。この額は一世帯平均四万三千九百一円、被保険者一人当たりでは一万一千八十九円となり県内では一番低い額となります。

50年度 1人当たり医療費と保険料比較（前年度分参考）

	医療費Ⓐ	保険料Ⓑ	医療費に対する 保険料の場合 Ⓑ
山古志村	46,528円	9,571円	20.6%
県下平均	49,017	14,380	29.3%
県下最高	66,028	21,112	32.0%
県下最低	37,153	9,524	25.6%

